

(仮称) 各務原市こども計画

<骨子案>

令和6年9月

各務原市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 国におけるこども・若者政策の状況	6
第2章 各務原市のこども・若者等を取り巻く現状	7
1 統計からみる現状	8
2 各種アンケート調査からみる現状	10
3 高校生×大学生ワークショップの結果	13
第3章 基本構想	15
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策の体系	18
第4章 施策の展開	19
基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり	19
基本目標Ⅱ ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供	19
基本目標Ⅲ こども・若者が自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり	19
基本目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実	19
基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実	19
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保方策	21
1 教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の推計	21
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	21
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容	21
第6章 計画の推進	23
1 計画の推進体制	23
2 推進するための実施主体の役割	23
3 数値目標	23
4 計画の評価・検証体制	23
資料編	25

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

各務原市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念とした「各務原市子どものみらい応援プラン（各務原市子ども・子育て支援事業計画）」を 2 期にわたって策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こども・若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「（仮称）各務原市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力で推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

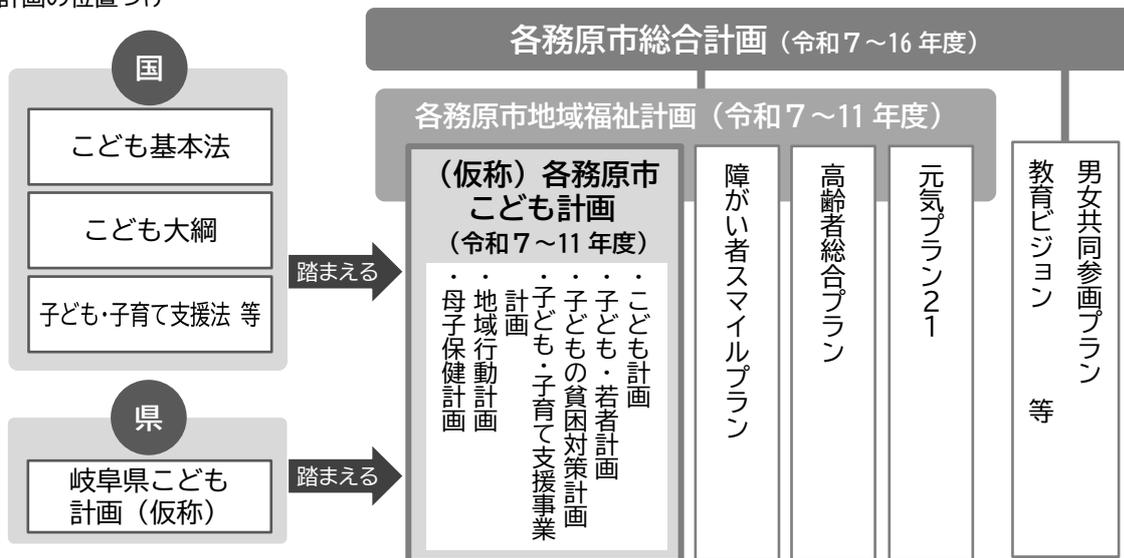
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「地域行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

なお、「各務原市総合計画」及び「各務原市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図りながら策定しています。

■計画の位置づけ



■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画の調査・策定		各務原市こども計画（5年間）				

4 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

■「こども基本法」抜粋

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

〈参考〉関係法令などにおける「こども」「若者」の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

法律・大綱

法律・大綱の名称	呼称	区分	
こども基本法	こども	心身の発達過程にある者	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
	乳児	1歳未満の者	
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者	
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
児童扶養手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者	
母子父子寡婦福祉法	児童	20歳未満の者	
民法	未成年者	18歳未満の者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
少年法	少年	20歳未満の者	
	特定少年	18歳以上の少年	
労働基準法	年少者	満18歳未満の者	
	児童	満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者	
こども大綱	こども	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
		学童期	小学生年代の者
		思春期	中学生年代からおおむね18歳までの者
	若者	青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の者
		ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

5 国におけるこども・若者政策の状況

令和2年3月の「第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画」策定以降、国ではこども・若者に関するさまざまな政策が進められています。

■こども・若者政策に関する法律、制度、近年の動向

年月	法律・制度など	内容
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	一人ひとりのこどものウェルビーイングを高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することを明記。
令和4年 6月	「児童福祉法」改正	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等について定める。
	「こども基本法」制定	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定。「日本国憲法および児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定める。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 12月	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定	幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期である一方で、すべてのこどもの権利や機会が等しく保障されていないことや誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い状況を踏まえ、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的としたビジョンを示す。
	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針などを定める。従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んでいる。
	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定	こども食堂や学習支援など、さまざまなこどもの居場所づくりの取り組みがされている中、こうした取り組みを推進するため、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示す。
	「こども未来戦略」閣議決定	令和8年度までの3年間を集中的取り組み機関と位置づけ、その期間に実施する具体的な政策を「子ども・子育て加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）として示す。「加速化プラン」は「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育での推進」「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの柱とそれを支える安定的な財源の確保方策から構成されている。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法」改正	「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることを定める。

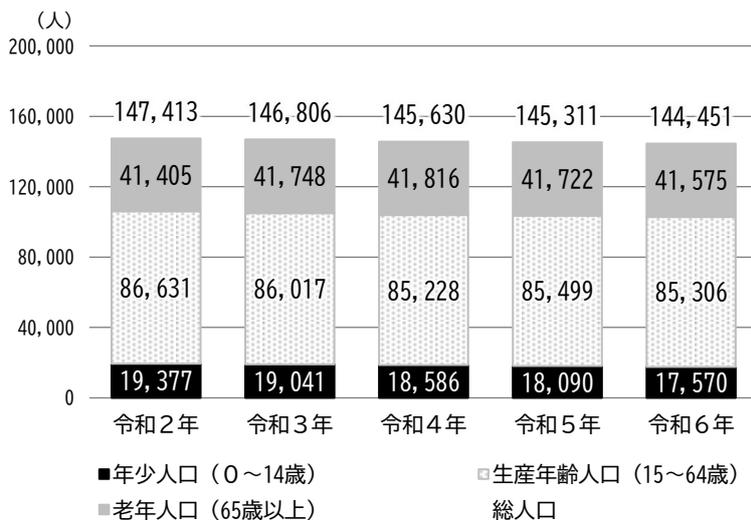
第2章 各務原市のこども・若者等 を取り巻く現状

1 統計からみる現状

○人口等の推移について

総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。
 総人口に占める年少人口の割合は減少していますが、国や県と比較して高い状況です。

■ 総人口の推移



<年少人口割合>

各務原市

12.2%

全国

11.4%

※統計局人口推計(令和5年10月1日)

岐阜県

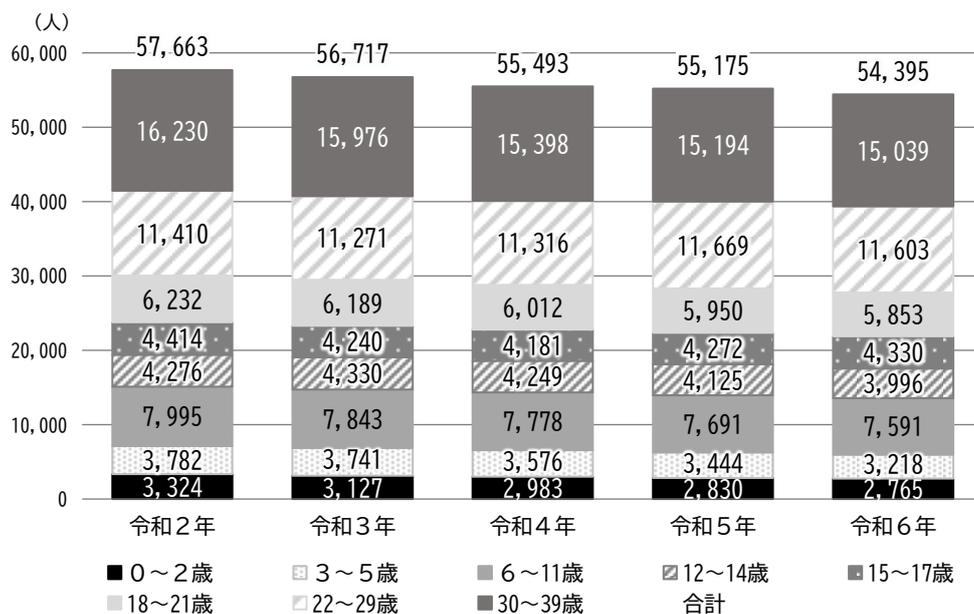
11.5%

※岐阜県人口動態統計調査(令和5年10月1日)

資料：市民課（各年4月1日現在）

子ども・若者の人口は減少傾向にあります。
 令和2年から令和6年にかけて、0~2歳の減少幅が最も大きくなっています。

■ 子ども・若者（0~39歳）人口の推移

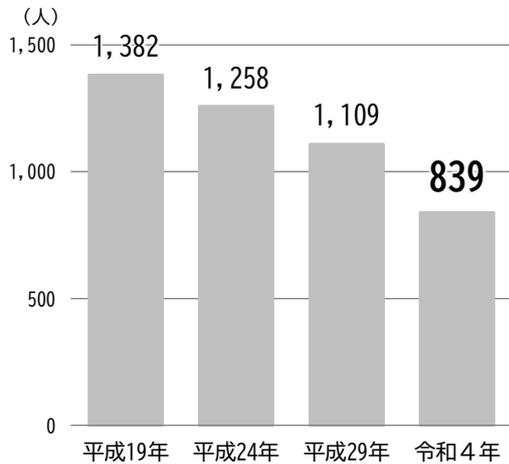


資料：市民課（各年4月1日現在）

○出生数について

出生数は減少傾向にあり、5年前と比較すると24.3%減少しています。

■ 出生数の推移

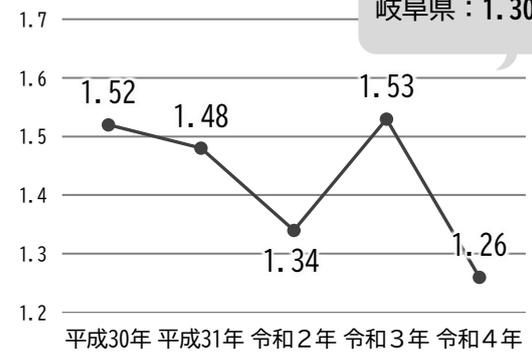


資料：岐阜地域の公衆衛生

○合計特殊出生率について

合計特殊出生率は、令和4年で1.26と過去最低かつ県を下回っています。人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

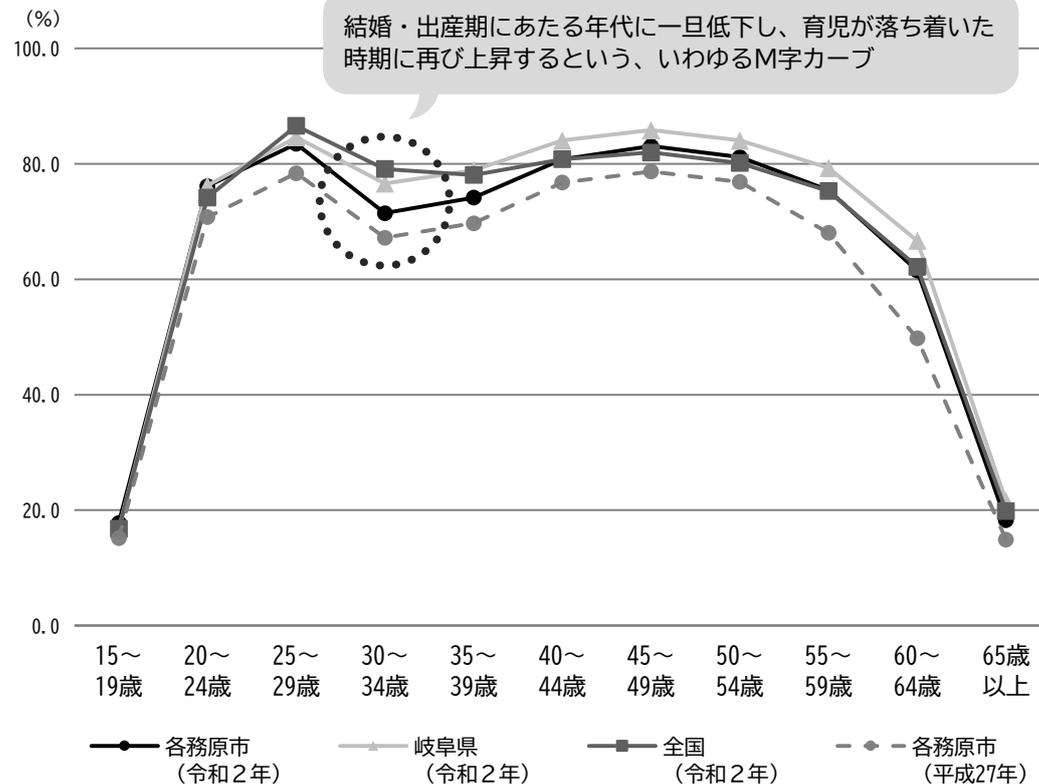


資料：岐阜地域の公衆衛生、人口置換水準 2.07…国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料編」2023年改訂版

○女性の労働力について

女性の労働力率は、経年でみると全体的に上昇しています。一方で、全国・岐阜県と比較して30歳代の労働力が特に低い状況となっています。

■ 女性の労働力率



資料：国勢調査

2 各種アンケート調査からみる現状

本計画策定の基礎資料として、子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握し、計画の基礎データとするために、子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）及び子ども・若者の生活と意識に関する意識調査（以下「子ども・若者調査」という。）を実施しました。

■実施概要

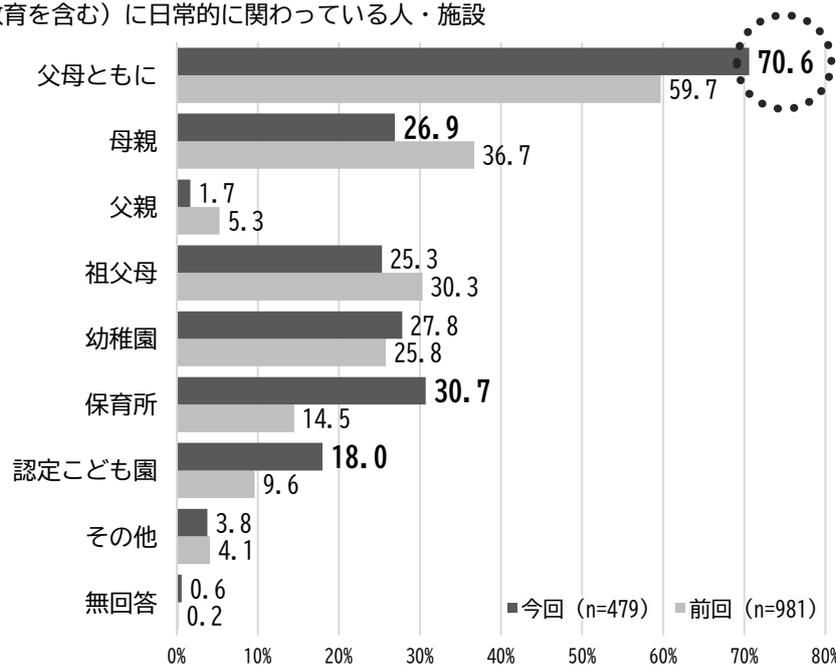
	ニーズ調査	子ども・若者調査
対象	市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者	市内在住・在勤・在学の10歳～39歳の方
実施方法	WEB回答方式	WEB回答方式 小学5年生・中学2年生…学校を通じて通知 上記以外…広報誌及びHPに掲載
実施期間	令和5年12月1日～令和6年1月8日	令和6年7月～9月
配布・回収数	配布数：4,900件 （就学前2,450件、小学生2,450件） 回収数：998件（回収率20.4%） （就学前479件、小学生519件）	回答数：1,237件

※比較に使用している「前回」は、平成30年11月に実施した「各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を指します。

○育児環境について

父母ともに子育てに関わっている世帯が約7割、経年で比較して増加しています。保育所や認定子ども園も増加しており、母親ひとりに子育ての負担が集中することは減少していることがうかがえます。

■子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人・施設



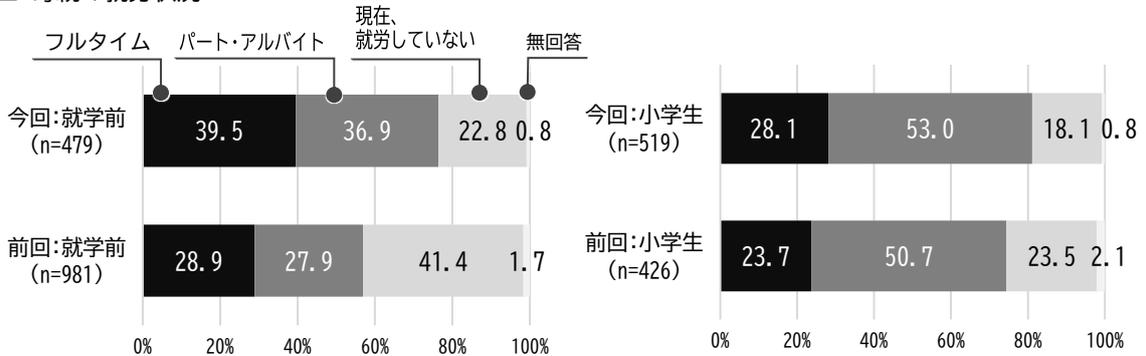
資料：ニーズ調査（平成30年、令和5年）

○母親の就労状況について

就労している母親は増加しています。

特に、フルタイムで就労している就学前児童保護者が増加しています。

■ 母親の就労状況



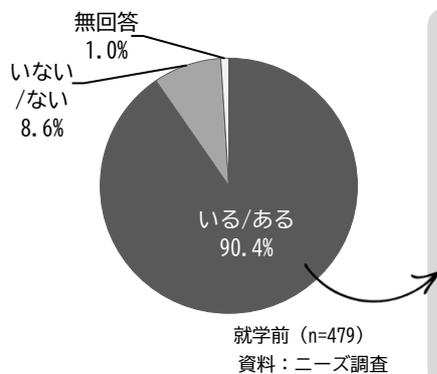
資料：ニーズ調査（平成30年、令和5年）

○相談先について

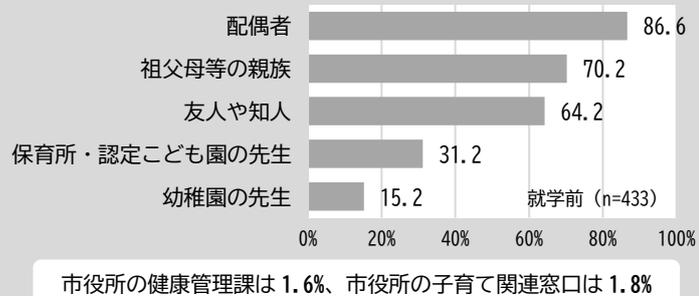
相談先がある就学前児童保護者が過半数です。

相談先は身近な人が多く、行政など公的機関は少ない状況に対し、相談先として総合的な窓口や専門的な窓口を希望する保護者は多い状況です。

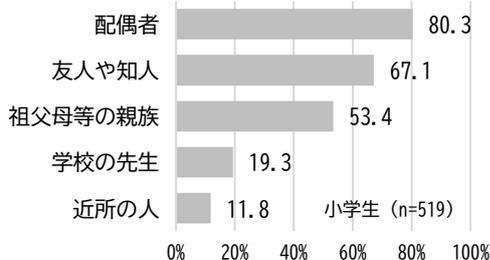
■ 子育てに関する相談先の有無（就学前）



■ 気軽に相談できる相手・機関（上位5位を抜粋）

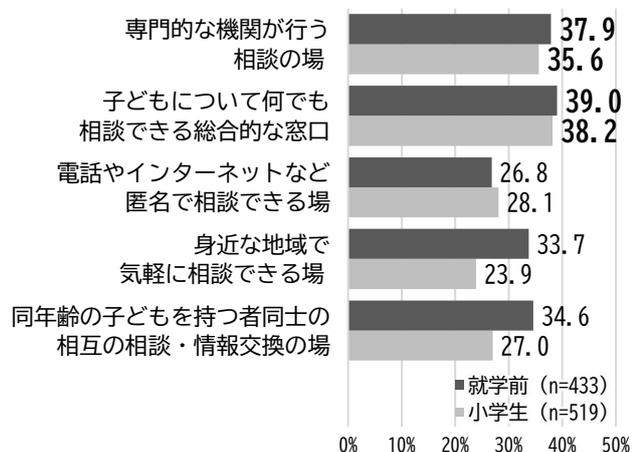


■ 子育てに関して気軽に相談できる相手（小学生）（上位5位を抜粋）



市役所の健康管理課は 0.4%
市役所の子育て関連窓口は 1.5%
市教育委員会の窓口は 1.4%

■ 希望する相談先（20%以上のみ抜粋）



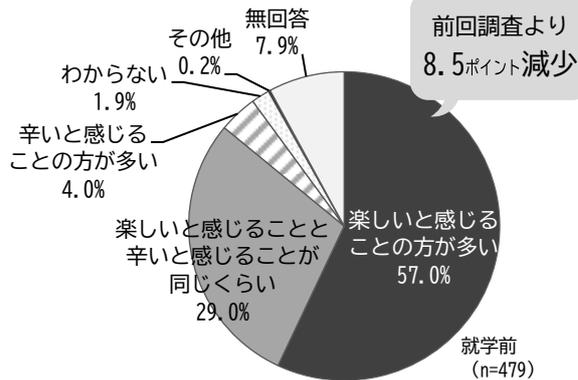
資料：ニーズ調査

○子育て環境について

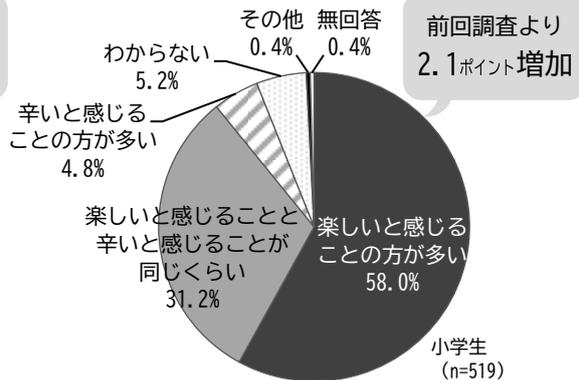
保護者の約6割が子育てが楽しいと感じています。

子育てを辛いと感じることがある人は、特に就学前児童保護者で保育サービスの充実や父親の育児参加、小学生児童保護者で父親の育児参加や子育てに関する相談や情報提供を必要としています。

■ 子育てが楽しいと感じるか（就学前）



■ 子育てが楽しいと感じるか（小学生）

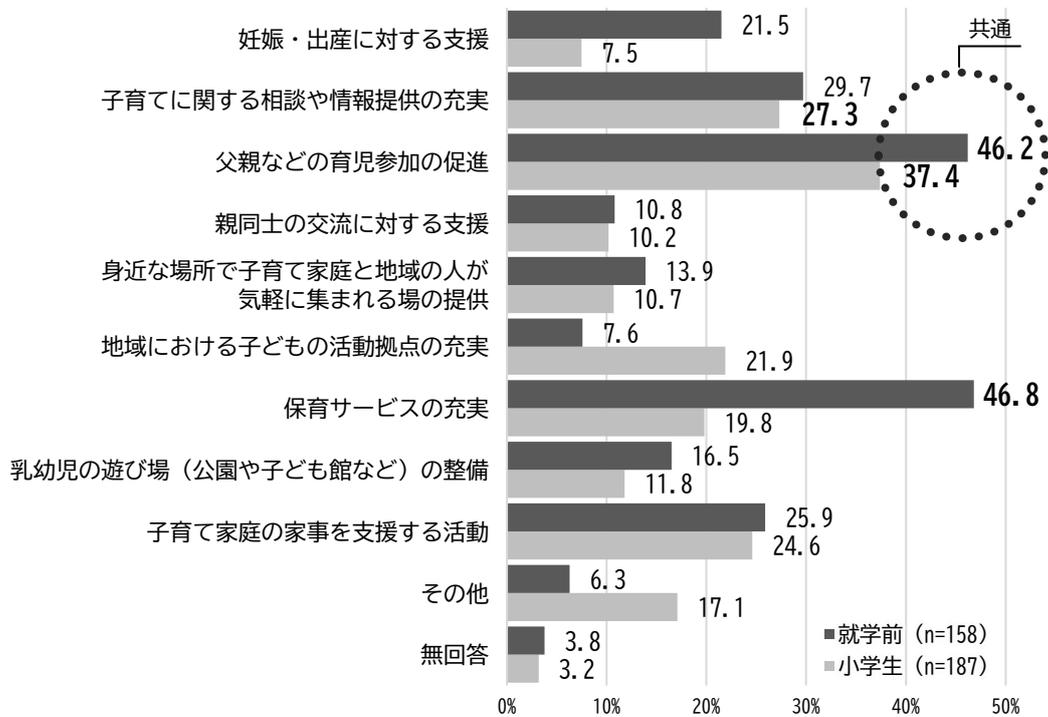


資料：ニーズ調査

「辛いと感じることの方が多し」または「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と回答した人



■ 子育ての辛さを解消するために必要なこと



3 高校生×大学生ワークショップの結果

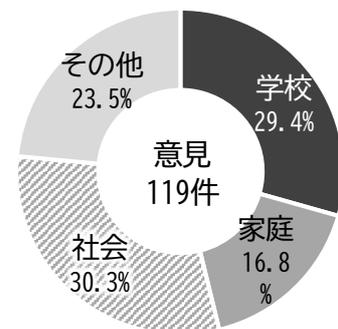
本計画策定の基礎資料として、市内在住・在学のこども・若者の意見を収集するために「高校生×大学生ワークショップ」を実施しました。

■実施概要

	内容
参加人数	市内在住・在学の高校生、大学生 21 人
開催期間	令和6年8月6日（火） 午後2時～午後4時
テーマなど	「こども・若者の笑顔が増えるために必要なこと、期待すること」について「家庭」、「学校」、「社会」、「その他」の4つの区分で意見出しとキーワード分類を行いました。

3グループに分かれて実施し、全体で出された意見は 119 件でした。意見の内訳をみると、「社会」に関するものが 30.3%と最も高く、次いで「学校」となっています。

■意見の内訳



■各グループからの市や市の大人への提言

「したい！やりたい！」
を叶えたい！！

笑顔あふれる明るい未来
を一緒につくろう
～幸せ・成長・機会～

子どものために
関心をもって大人が動こう
～よりそう子ども・子育て
世代主体の環境づくり～

第3章 基本構想

1 基本理念

すべての子どもと親が幸せを実感できるまち ～みんながつながる笑顔あふれる未来～

基本理念の考え方

次代を担うすべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送るためには、子どもや子育て家庭を、地域社会全体で支えていくという認識が必要です。本市はこれまで、各務原市子どものみらい応援プラン（各務原市子ども・子育て支援事業計画）において「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念に、子どもと子育て家庭の支援を推進してきました。

また、本市の最上位計画である「各務原市総合計画」では、「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像として掲げ、市民や地域の団体、企業、行政等がつながり、地域全体で取り組むまちづくりを進めています。

本計画においては、各務原市子どものみらい応援プランの基本理念や各務原市総合計画の将来都市像を踏まえ、「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～みんながつながる笑顔あふれる未来～」を基本理念として定め、子ども施策を総合的に推進します。

2 基本目標

5つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、こども・若者を権利の主体としてこどもの権利について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、親子の健やかな育ちや、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援、思春期・青年期におけるこころの健康づくりまで、切れ目のないこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ こども・若者が自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり

こども・若者が能力や可能性を最大限伸ばし、生き抜く力を身に付けることができるよう、教育・保育の質の向上と機会均等に取り組みます。また、それぞれの夢や希望を叶えるための機会の提供や支援に取り組みます。

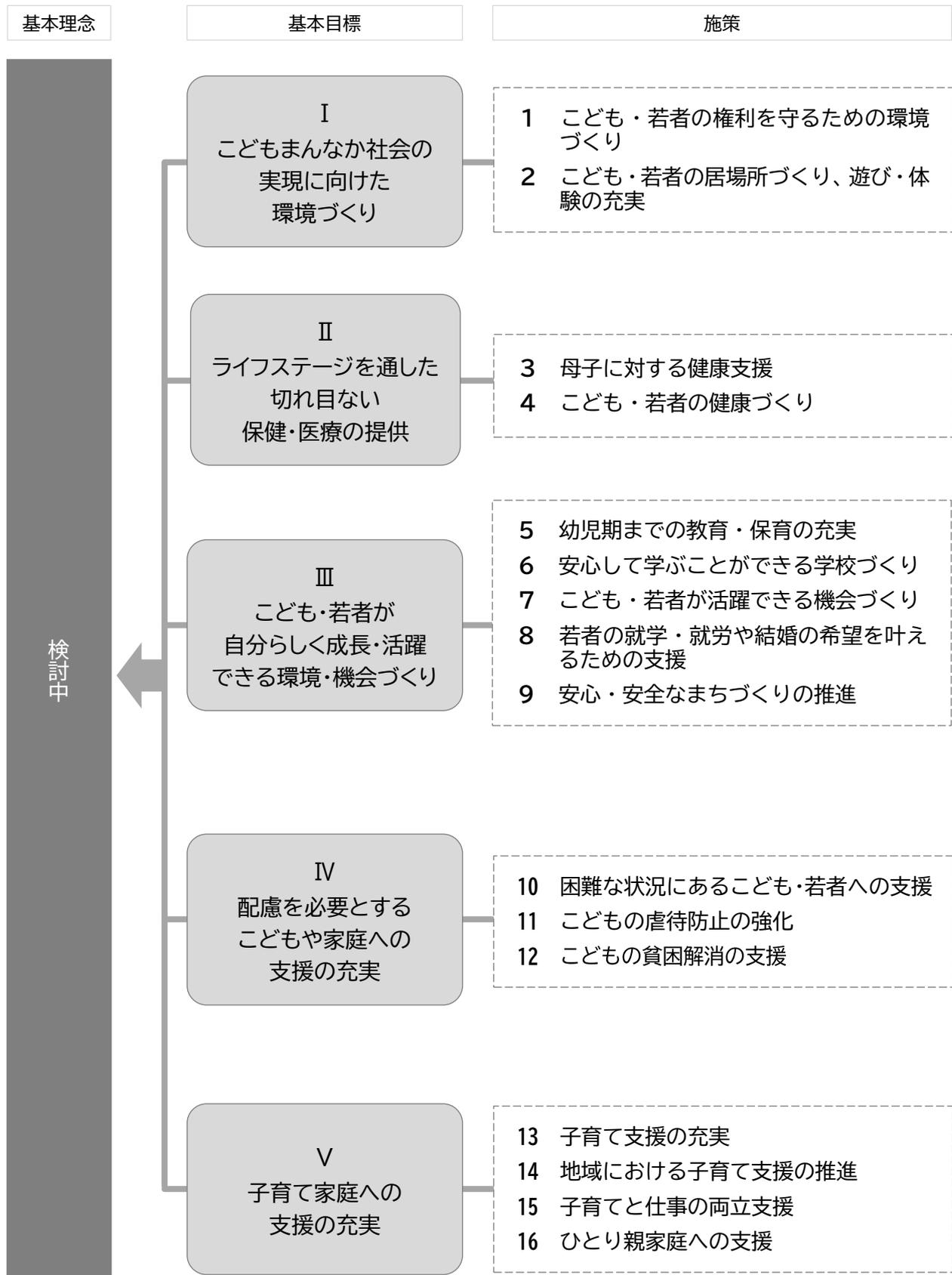
基本目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実

すべてのこども・若者がしあわせな状態で成長できるよう、障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこどもなどに対して、個々の現状などに応じたきめ細やかな支援を行います。また、虐待やヤングケアラー、いじめ、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭について、受け止め支える体制やしきみづくりに取り組みます。

基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実

子育て当事者の不安や孤立感、仕事との両立などについての悩みが軽減され、子育てによるこびやしあわせを感じられるよう、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービスや各種子育て支援サービス、まちぐるみで育児を応援する事業の充実を図ります。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

- 基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり
- 基本目標Ⅱ ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供
- 基本目標Ⅲ こども・若者が自分らしく成長・活躍できる
環境・機会づくり
- 基本目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実
- 基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の利用量の見込みと確保方策

- 1 教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の推計
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保
内容

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 推進するための実施主体の役割
- 3 数値目標
- 4 計画の評価・検証体制

資料編